

今後の実施事項

平成 27 年 2 月 3 日
鳥取労働局働き方
改革推進本部決定

今後の本部の実施事項は、以下のとおりとする。

1 企業訪問

- (1) 当面の間、1 ヶ月当たり 3 企業程度の訪問を行うこととし、平成 27 年上半期中に概ね 20 企業の訪問を実施する。
- (2) 訪問企業は、一般に残業ないし早朝深夜の業務があり、又は休暇が取りづらいと考えられる次の業種から選定する。
 - ① 製造業
 - ② 建設業
 - ③ 運輸交通業
 - ④ 保健衛生業（病院・社会福祉施設）
 - ⑤ 商業（大規模小売店）
 - ⑥ その他の事業（情報処理サービス業）
- (3) 管内企業への波及効果を考え、企業ないし事業場規模の大きい企業を優先的に訪問する。

ただし、好事例を有すると考えられる企業については、規模を問わず積極的に訪問を実施する。

2 鳥取県との連携

働き方改革の推進は、地方創生における「しごとの創生」、「ひとの創生」にも資することから、今後、鳥取県などの地方公共団体との連携による「働き方改革」の効果的な推進を図る。

具体的には、地方自治体等との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報に係る取組等を検討する。